

令和3年（ネ）第165号 福島原発被害損害賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人（第一審原告） 伊東達也 外1271名

控訴人（第一審原告） 酒井美幸 外29名

被控訴人（第一審原告） 鹿目晴美 外168名

被控訴人兼控訴人（第一審被告） 東京電力ホールディングス(株) 外1名

準 備 書 面 (控訴審6)

(いわき市内の現況について)

2022（令和4）年9月27日

仙台高等裁判所第2民事部 御 中

第一審原告ら代理人	弁護士	小 野 寺 利 孝
同	弁護士	広 田 次 男
同	弁護士	鈴 木 博 彦
同	弁護士	渡 辺 淑
同	弁護士	米 倉 勉
同	弁護士	笹 山 尚 人
同	弁護士	坂 田 介 外
同	弁護士	吉 田 梯 一 郎
同	弁護士	市 野 綾 子

第1 本書面の目的

1 現地の体感

自主的避難等対象区域であるいわき市では、住民たちのたゆまぬ努力と一定の被害の甘受の上で（いわば放射能と折り合って）、市民生活の回復が図られてきた。そのため、いわき市民の被害は、一見しただけでは被害の実態を容易には把握しづらい。しかしながら、実際にはいわき市民らは、生活圏内の汚染や日常生活内で感じるじわりと続く被ばくへの不安から、行動の抑制・制限を始めとする日常生活内での被害をこぎり続けている。本書面では、こうしたいわき市民の被害の中でも、比較的目でみて把握しやすい被害を紹介する。そこから、現地検証にて裁判所に五感で感じとっていただきたかった、いわき市民の被害の実態を、書面上で、できる限りリアルに把握いただくことを目的とする。

2 紹介対象と評価の視点

2022（令和4）年7月17日、原告ら代理人において、四倉海岸、海寄りの地域、内陸部及び放射能測定施設の状況を見分した。そこで確認できた光景は、閑散とした海水浴場と漁港、草木に覆われ入口の塞がれた里山、耕作放棄された水田、猪除けの張り巡らされた水田、放射能測定所に市民から公園の土が持ち込まれている状況など、本件事故による影響の実態である。本書面では、同年7月に客観的に確認できた事実を報告するとともに、かかる状況が、環境社会学の見地から、「ふるさと損傷」と評価される事態であることについて、簡潔に整理する。

第2 生活圏の中に海・里山がある町いわき

1 自然とのかかわりのある暮らし

いわき市は、福島県内では有数の都市化された、およそ32万人の人

口を抱える地域でありつつも、住民たちの暮らしが里山や海・川と日常的にかかわってきたという特徴をもっている。海側の人々の暮らしへは日常的に海と関わり、また、里山と里山の間に町や住宅地が形成されていることから、住民たちの生活圏内に里山や川がある（甲 A 6 6 3）。そのため、人々は日常的に里山に入り、山菜やタケノコ、キノコを採取した。いわき駅周辺のように都市化した地域（いわばコンクリート化された地域）でも多くの住民の暮らしがあるが、そこの住民たちの暮らしも、市街地だけで完結していたのではなかった。自家用車で 20 分程度も走行すれば里山や田畠の拡がる地区に至り、保育園では園児たちの散歩コースとして、園児に裏山の登山をさせるなどしていた。このように本件事故前までは、いわき市民たちの日常には様々な場面で自然と関わり合いをもっていた。

2 人と人とのつながりのある暮らし・継続性

若い世代は多忙で里山に入らずとも、その親世代が孫を連れて里山に入り、山菜採りやタケノコ採り、キノコ狩りに出かけ、採取した収穫物を住民どうしで分け合ったり、家庭で食べた。孫は祖父母から里山での収穫の術や自然の中での体験を伝授された。孫が成人しやがて現役を退くと、自らが祖父母に教えられてきたように、里山に自分の孫を連れて入った。こうして地域の自然とのかかわりあい方や風習、慣習を地域で受け継ぎ、自然の恵みの分け合いや住民どうしの助け合いも連綿と受け継がれてきた。

3 以下では、原告ら代理人において、本年 7 月の現地見分で確認した、いわき市民の自然とのつながりや住民どうしのつながり、風習等の継続性が本件事故により傷つけられてきた事実、並びに、住民らが被ばくへ

の不安を抱き続けている事実を現地の写真や動画等とともに明らかにする。

第3 海

1 四倉海水浴場・新舞子ビーチ

いわき市は、「いわき七浜」と呼ばれる、約60kmに及ぶ海岸線を擁している。この「いわき七浜」は、現在、勿来、小名浜、永崎、豊間、薄磯、四倉、久之浜の7か所を指しているが、かつては、現在の富岡町から北茨城市のあたりまでを含む浜の総称であり、「七浜」とは、「たくさんの大浜」という意味であった。それが、時代の経過とともに現在の7か所が特定されてきたものである（甲A684図書館資料）。

本件事故前までは、いわき七浜をはじめとするいわき市内の海水浴場には市民のほか県内外からも大勢の人々が訪れにぎわっていた。2010（平成22）年度の四倉海水浴場の入り込み客数は約10万人、市内全体の海水浴場の入場客数は、約80万人であった（甲A685、甲A673）。

しかしながら、本件事故及び津波被害により、2011（平成23）年度以降はこれらの海水浴場での遊泳はできなくなり、海水浴場再開後も、訪れる海水浴客は本件事故前に比し大きく減少したままとなっている。

2013（平成25）年夏より海水浴場を再開した四倉海水浴場でも、同年の入り込み客数は約1万3000人であった。その後も約2万人から3万人前後で推移している。2022（令和4）年7月16日、四倉海水浴場は海開きをしたところ、同年8月6日の入り込み客の状況は、甲A686号証のとおり、まばらであることがわかる。同様に、四倉海水浴場の南に位置する（いわき市平藤間）新舞子海岸も、甲A第687

号証のとおり、同日、閑散としていた。

2 四倉漁港

いわき市は東に太平洋を望み、全長 60 km 以上に及ぶ海岸線には、「久之浜」、「四倉」、「江名」、「中之作」、「小名浜」、「小浜」、「勿来」^{なこそ} の 8 つの港及び 6 つの水産物市場を有している。沖合には、親潮と黒潮が交わる「潮目の海」と呼ばれる豊かな漁場を擁している。

これらの 8 つの港湾では本件事故後、現在も試験操業が続いている。漁港に設置されている魚市場は、順次再開されてきたが、四倉漁港の魚市場は未だに再開に至っていない（甲 A689 写真撮影報告書）。そのため、四倉漁港で水揚げされた魚介類は、沼ノ内漁港の魚市場まで運び、同市場にて販売されている。

3 海とのかかわりあいの損傷

常磐ものと呼ばれる豊かな海産物が水揚げされ、長い海岸線をもついわき市の海は、本件事故前までは、地元住民にとどまらず、外部から多くの観光客を惹きつけた。海沿い地域の住民たちは、海岸を散歩し、子どもを連れてカニを探り、サーフィンや海釣りをした。釣った魚は近所や親戚に持って行ったり、魚料理にして分け合った。こうして海は日常生活の一部と位置付けられ、海での活動を通して、住民どうしの関係も構築された。

しかしながら、本件事故及びその後の汚染水漏れの影響により、海での被ばく不安から、海への観光客は激減し、多くの住民たちが、海に入ることや地元の海産物を食すことを避けるようになった。その結果、サーフィン等海での活動を通じた人間関係や海産物の分け合いを通じた人間関係などの人と人とのつながりも希薄になった。人と人とのつなが

りは、汚染水などの海をとりまく被ばくへの不安が残る限り、事故前と同程度までに回復するのは困難と見込まれ、長い年月を要するものと考えられる。

関礼子教授は、こうした遊べない海、自慢できない海は、いわき市民の地域資本の損傷であるのみならず、人々のアイデンティティの損傷につながっていくと指摘している（甲 A 6 1 関意見書）。

第4 住宅地

1 里山

（1）海側の地区の里山

集落の里山では、住民らが山菜やキノコ、タケノコを採取していたが、本件事故後は、多くの住民らが、被ばくを避けるためとして、里山への立ち入りを控えるようになった。人々が山に分け入らなくなったことから、入口も山道も草や木で覆われた状態となっている。

原告矢吹道徳の居住地区（いわき市平下高久地区）内の里山の入り口である千五穴横穴古墳群入口は、本件事故前までは、山菜採りやキノコ採りをするための住民たちの里山への入り口として利用されていた。そのため、同入口から里山内部に至る獣道ならぬ「住民道」が形成されていた。しかしながら、本件事故による被ばくを恐れ、住民たちが里山に入らなくなったことから、入口は草木で覆われ、「住民道」もなくなった（甲 A 6 8 9 写真撮影報告書、甲 A 6 8 8 動画）。

このように森林生態系のなかで放射能が循環しているという事実が、住民の暮らしを里山から遠ざけ、里山は荒れていく。こうした風景の荒れは、居住者の視点に立たなければ見えてこない。（甲 A 6 6 1）。

このような里山は、いわき市内の至るところに存在している。里山での山菜採りやキノコ採りをしなくなったことで、住民どうしでの収穫物

のやりとりもしなくなった。この点について、原告矢吹道徳は次のように供述している（甲D79）。

原発事故後、私は、少なくとも3年間は食べ物のやりとりをしませんでした。そのことが一番、私の心に重くのしかかりました。事故が起きるまでは、隣に住む親せきや友人たちに食べ物を持って行ったりもらったりすることで、日常的につながっていたようなものです。それがぱったりとなくなったために、人間関係が希薄になったように感じています。

こうしたことは、私の住まいのある地区の住民たち、医療生協の職員たち、農家どうしからも、同様に聞かれます。

（2）内陸の里山

内郷高野町の原告高萩民雄の自宅裏手の里山では、住民らがタケノコを採取し、原木しいたけを育てていた。採取したタケノコや育てたしいたけは、家族や親戚、近隣どうしで分け合った。

しかしながら、とくにタケノコや原木シイタケは、本件事故後、食品の中でも放射性物質含有量が高い状態が継続したため、住民らはタケノコの採取も、原木しいたけの栽培もしなくなった。そのため、集落の里山内では、タケノコが採取されずに育ち、原木しいたけの原木が放置され朽ちている（甲A689写真撮影報告書）。

2 耕作放棄地と猪の出現

本件事故で米が売れなくなったり、相双地区よりいわき市に南下した猪や人が入らなくなった里山で増えた猪が農作物を荒らすようになつたために、農業を断念した耕作放棄地が急激に増加した。内郷高野町の農家は、稲作を続けるために、農家どうし協力し合って猪除け用の電気

柵を設置している（甲 A689写真撮影報告書）。このように本件事故による猪の出現は、いわき市内の海側の地区、内陸部のいずれでも確認され、農家や住民らに負担を強いている。猪の出現した状況やその影響について、原告矢吹道徳は、次のように供述している（甲 D79）。

原発事故前までは、夏井川から南には猪は出ないと言われていたのに、原発事故後、田んぼは猪の運動場となっています。日中からウリ坊を連れて猪たちが田んぼを歩いています。畠を荒らして運動し、からだの虫をとるために稻わらの上を転がります。畠のものも食われてしまします。原発事故で相双地域に人がいなくなり、猪が増え、こちらまで南下してきたのではないでしょうか。そうしたこともあるって田んぼをやめる人が増えました。下高久でも、昨年、ぱったり田んぼをやめた人がいます。理由を尋ねたところ、事故後も赤字でもなんとか続けてきたが、猪が入ってくるようになり、電気柵を造る費用はかけられないのでやめたということでした。

原発事故前までは、猪を捕獲して食べるのも珍しくありませんでしたが（私もいただいて食べていました。）、事故後は放射性物質で高濃度に汚染されているので食用のための捕獲もしなくなりました。ですから、田畠を荒らす猪は増えるばかりです。そのため、今は自治体が予算をつけて猪の捕獲をしています。

耕作放棄地には草木が茂り、中には、柳の林になりつつある土地もある（甲 A689写真撮影報告書）。畦や用水路にも草が生い茂り、水路を詰まらせてしまうため、それを放置すると、耕作中の水田へと水を供給する流れを悪くしたり、流れがせき止められてしまう。耕作放棄地の所有者の中には、定期的に草刈り等の管理をする者もいるが、高齢等の事情により管理できない、あるいは管理しない者も存在する。畦の管理

が不十分な耕作放棄地とつながる水路を利用する水田では、現役の稻作農家が管理不十分な耕作放棄地の畦の手入れまでおこなっている。そうでないと、周囲の水田に水がいきわたらなくなってしまうからである。こうして他人の土地の畦の管理までせざるを得なくなった農家にとっては、負担が増すこととなる。その結果として、それまで米農家どうし互いにつながっていた気持ちをもっていたものが、壊れてしまう。目には見えづらいものの、地元での人間関係までもが崩れてしまっているのである（甲 D 7 9）。

3 文化の継承

三匹獅子舞の奉納先の八幡神社では、本件事故後 2 年間、子どもの獅子舞を実施せず、成人のみが参加して祭りを執り行った。それは、子どもの親たちが子どもへの被ばくを恐れて、子どもの祭りへの参加に反対したからである。とくに三匹獅子舞は、神社の境内で子どもが獅子舞を舞う風習であったところ、草木の生い茂る境内で子どもを過ごさせることに親たちの不安が大きかった（甲 A 6 8 9 写真撮影報告書）。

三匹獅子舞への子どもの参加は、本件事故後 3 年目ころから再開したが、事故後 2 年間にわたり、踊り手や演奏を担う経験を経ない子ども世代が生じたことで、祭りの伝承の危機を迎えることとなった。なぜなら、踊り手等を経験しない世代が成長して集落の役員になり継承する立場となっても、実際に自分が祭りの準備、中獅子の踊りの練習から奉納までの手順を経験していないことから、次世代への伝承も困難になると考えられるからである。さらに祭りの再開後は、事故後の断絶期間を挟んだために、旗や太鼓の担ぎ手が減少し、地元住民だけでは担ぎ手を担えないようになってしまっており、外部からの応援を依頼しなければならなくなってしまった（甲 D 7 9）。

4 里山とのかかわりあいの損傷と持続性の損傷

市内の至るところに里山が点在しているという自然環境に恵まれた中で、いわき市民は山菜採り、タケノコ堀り、キノコ採りや散歩をし、収穫物は家族や親戚、近隣住民どうしで分け合った。本件事故前のいわき市での生活は、住民らの生活圏内にある良好な自然環境のなかで、屋外での活動を楽しみ、健康な作物や山の恵みを喜びあうような生活を当たり前としていたのである。しかしながら、本件事故により、住民らが里山に入るのを回避するようになったことで、山の恵の分け合いや山での活動を通じた住民どうしのつながりも希薄になってしまった。

また、被ばくへの不安から、本件事故後数年間は三匹獅子舞に子どもを参加させないなど、地域の祭りや風習に携わる世代に穴が空く事態となった。そのことにより、祭りに参加しなかった当該世代が大人になり、祭りを指導する立場になったときに、祭りの段取りや演技を後世に十分に引き継いでゆけない事態に陥る懸念が生じている（甲 D 7 9）。

第5 じわりと続く被ばくへの不安

1 被ばく不安はじわりと続く

汚染下で住み続けることを余儀なくされている以上、将来の健康リスクへの不安を解消しうる合理的根拠は見いだせない。健康とは、現在の状況を意味するだけでなく、将来の健康への保証を含むものであるのだからである。そうだとすれば、少なくとも、被ばくの原因となりうる汚染物質を除去しなければ、人々の不安は存続し続ける。通常人の感覚からすれば、最低限度、人々の生活圏内に存在する里山などの自然環境も含めた生活環境全般の除染が行われるまでは、被ばく不安を大幅に減少させることは困難であろう。

2 放射能測定への需要の継続

認定 NPO 法人いわき放射能市民測定室たらちね（いわき市小名浜花畠町 11-3 カネマンビル 3F）は、本件事故後誕生したいわき市民による放射能測定センターである。同法人では、ゲルマニウム半導体検出器、NaIシンチレーション検出器、液体シンチレーションカウンターなどの本格的な放射性物質等の測定機器を導入し、食品、土壌、植物などに含まれる放射性物質や、空間放射線量等の汚染を継続的に調査してきた。子どもをもつ親たちは、子どもや家庭を被ばくから守るため、同法人に食品を持ち込んではそこに含まれる放射能を測定し、安全な食べ物を探した。

2022（令和4）年7月に至るもなお、住民らより食品、公園の土や海の砂などの人々が身近に触れる環境資源が持ち込まれていた（甲 A 689写真撮影報告書）。

本件事故後11年が経過してもなお、住民らより放射性物質含有量の検査依頼が絶たない。これは、いわき市民が本件事故後、継続的に被ばく不安を抱いてきた事実を示すわかりやすい実例である。

第6 ふるさと損傷

市町村合併前の地域のまつりや歴史・文化を引き継いでみたいわき市民が、本件事故によって「ふるさと損傷」の被害を被った。「ふるさと損傷」とは、人々の暮らしの共同性が損なわれ、共同体が傷つけられていく状況を意味する。共同体とは「かたち」に本質があるのではなく、「精神」に本質をみいだす対象である。そして、自然と人間が結び人間たちが共有世界を守りながら生きる精神が壊されていくことこそが、「ふるさと損傷」の意味するところである。

人と自然のかかわりのなかで自然や生態系はつくられ、維持されてい

く。山林や田畠、川や海は、人々の生業の舞台であると同時に、生活に活気や潤いを与える自然資本ないし生態系資本である。

自然のなかに分け入って行う狩猟採集活動（マイナー・サブシステム）の特徴のひとつに、「名人」のようなかたちで、地域のなかで社会的な名声を得るということがある。経済的な価値以上に社会的威信をもたらすマイナー・サブシステム活動は、自然の価値を、金銭的価値から、より広い文化・社会的価値へと再定位する手がかりであり、生活世界の質や『豊かさ』のパラメーターとなる。

したがって、自然（生態系）資本の損傷は、人と人とのつながる社会関係資本の豊かさを削ぎ落し、さらには地域の風物詩や文化（地域資本、文化資本）にもダメージを与えていく。それは、

①人と自然のかかわりが損なわれることで、自然（生態系）資本が損なわれ、暮らし方・生き方が損なわれる、

②それが人ととの関係性に影響を与え、社会関係資本（互酬的関係やネットワーク）を損ない、人間関係や社会関係に影響を与える、

③それらが後継者や後継ぎ不足、人口流出、交流人口の減少を招き、耕作地の放棄や伝統文化の損傷といった形で地域の持続性や永続性を損ない、景観や民俗、観光資源など地域資本（文化資本）を損なっていく、という過程を経ると関意見書は指摘する（以上、甲 A 6 6 1）。

本書面で見てきた現地の状況は、いわき市民も、こうした被害の連鎖をこうむってきたことを示唆するものである。

以上